

広報

あさくら

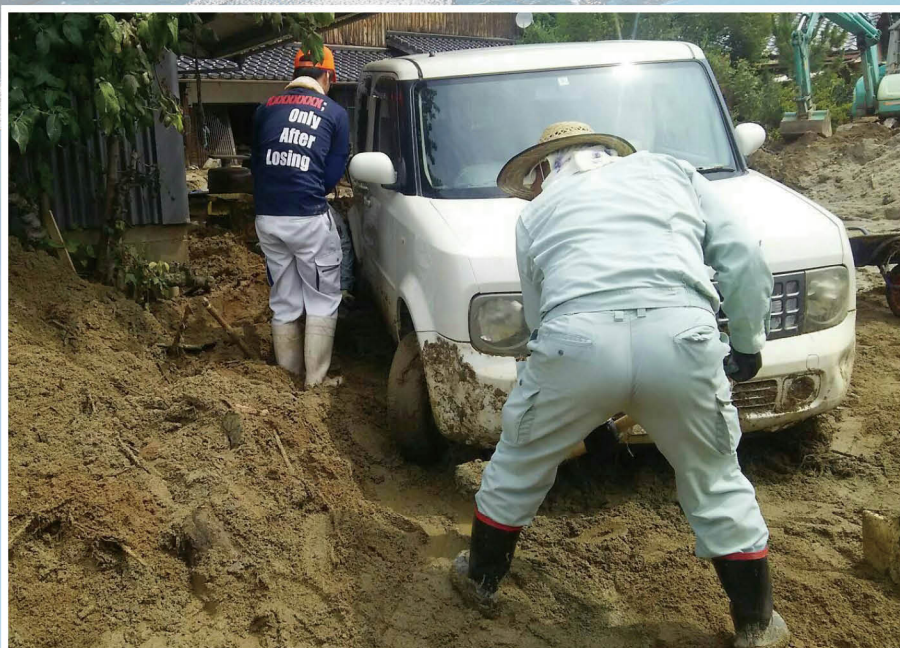
〔災害特別版〕



2017
平成 29 年
8 月 15 日号

No.273

取り戻そう ふるさと朝倉



広報あさくら 災害特別版 一行政情報・支援情報のお知らせー

このたびの「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」により、市内各地で家屋の流失、道路や河川の崩壊、農作物の被害など、広範囲にわたり甚大な被害が出ています。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、負傷された方々をはじめ、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

広報あさくら平成 29 年 8 月 15 日号は「災害特別版」として、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」関連の行政情報・支援情報をまとめて掲載します。各種申請・相談の際にご活用ください。

このたびの災害により犠牲となられました方々に、衷心より哀悼の意を表しますとともに、被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

また、災害発生時からこれまで自衛隊、消防、警察をはじめ、全国からボランティア、企業、団体、個人、事業者の皆様から多大なるご支援をいただき厚く御礼を申し上げます。

災害発生から1カ月が経ちましたが、依然として避難所生活を余儀なくされている方、自宅に戻れたものの二次災害や今後の生活再建に不安を抱えている方がいらっしゃいます。市では、一日も早く、被災された皆さまが元の生活に戻れるよう、そして私たちの「ふるさと 朝倉」を取り戻すべく、全力で取り組んでまいります。

朝倉市長 森田 俊介

- ▶▶ 「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」の朝倉市の状況（8 月 1 日 9 時 朝倉市災害対策本部発表）
- ・避難勧告：高木地区、朝倉地区、宮野地区、杷木地域
 - ・避難所数：7 カ所（ピーポート甘木、フレアス甘木、朝倉地域生涯学習センター、らくゆう館、三奈木コミュニティセンター、杷木中学校、サンライズ杷木）
 - ・避難者数：277 世帯 547 人
 - ・人的被害：死者 28 名
 - ・住家被害：全壊 97 件、半壊 442 件（床上浸水含む）、床下浸水 159 件



～ 目 次 ～

番号	項目	内容	ページ
1	り災証明書の発行	証明書の交付手続き	3
2	住居支援	仮設住宅に関する相談、障害物の除去（土石、竹木など）、住宅の応急修理 など	3～4
3	支援金、見舞金、貸付金など	被災者生活再建支援金の支給、災害弔慰金や見舞金の支給、災害援護資金の貸付 など	5～6
4	衛生	土砂・流木の受け入れ、災害ごみの受け入れ、被災家屋の消毒 など	7～8
5	災害ボランティア	災害ボランティア	8
6	生活関連	水道や下水道の使用料、コミュニティバス利用回数券の交付 など	8～10
7	福祉・健康	各種相談	10
8	税金・保険料の減免など	国・県・市税の減免、国民年金保険料の減免、市税の納期限延長 など	10～12
9	子ども・教育	保育所、学童保育所、小中学校	13
10	農林商工業	農地・農業用施設復旧工事 など	13
11	その他	行事・イベントの中止・延期、情報発信媒体のご紹介 など	14～16

掲載している情報は、平成 29 年 7 月 31 日時点の情報です。状況とともに情報が変わっている場合がありますのでご了承ください。最新の情報は、各担当窓口にお問い合わせいただくか、市ホームページをご確認ください。

1. り災証明書の発行



「り災証明書」とは、豪雨等の災害により被災した家屋の被害の程度を証明するものです。市による被災家屋調査等で、その確認した事実に基づき発行する証明書です。

▶▶ 証明書の交付手続き

「り災証明申請書」を提出していただき、「り災届出証明書」を交付します。その後、「り災証明書」が必要な場合は、現地確認を行い、その調査に基づき証明書を交付します。

※現地確認および証明書の発行は、後日になります。申請受付当日には発行できませんので、ご了承ください。

- 受付時間…平日 8 時 30 分～ 17 時
- 受付場所…市税務課（本庁 1 階）、朝倉・杷木支所市民窓口係
- 必要なもの…印鑑、被害状況のわかる写真（写真がない場合は口頭での聞き取り）、本人確認ができるもの
- 問 市税務課資産税係（内線 61-158、161、166）
- ※その他、農業関係（農業施設機械）の「り災証明書」は市農業振興課（朝倉支所 1 階）で申請を受け付けています。問 市農業振興課（☎ 52-1427）

2. 住居支援



▶▶ 民間賃貸住宅提供の相談

民間賃貸住宅を借り上げて提供します。条件等がありますので、詳細については相談窓口等でご確認ください。「被災者住宅支援窓口（相談窓口）」を設置し、相談を受け付けています。

- 受付窓口（8 時 30 分～ 17 時※当分の間、土日も受け付けます）
- ・県庁（県営住宅課内）、市都市計画課内（本庁 2 階）、杷木支所内
- 問 市都市計画課（内線 61-236、242）

▶▶ 仮設住宅

- 建設予定の仮設住宅です。
- ・杷木小学校運動場 40 戸
- ・みんなの広場（頓田） 20 戸（予定）
- ・朝倉球場（宮野） 20 戸（予定）
- 問 市都市計画課（内線 61-236、242）

▶▶ 県営住宅、県公社賃貸住宅等の住宅に関する相談窓口

福岡県では、7 月 5 日からの大雨の被災者を対象として、住宅相談や県営住宅への一時入居の手続きのため、「被災者住宅支援窓口（相談窓口）」を開設しています。

- 場所…福岡県庁建築都市部県営住宅課（7 階南棟）（福岡市博多区東公園 7-7）
- 時間…8 時 30 分～ 17 時 15 分（土曜日、日曜日、祝日も開設）
- 対象…住宅が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受け、引き続き住むことができず住宅に困窮している方
- 一時入居期間…入居後 6 カ月
- 家賃等…家賃は無料です。敷金、連帯保証人は不要です。
- ※電気、ガス、水道代と共益費は自己負担となります。

■必要な確認書類…①り災証明書（後日の提出で可）②本人確認できる書類（運転免許証等）
※相談・受付は、電話で可能です。

問 福岡県営住宅課（☎ 092-643-3870）

▶▶ 要配慮者に宿泊施設の空き部屋提供

住宅が損壊するなどして避難所等で生活されている高齢者（要支援、要介護の方）、認知症の方、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要で、宿泊施設の利用を希望される方は、お近くの避難所または市健康課に申し出てください。

問 市健康課（☎ 22-8571）

▶▶ 近隣自治体他の住宅支援

下記の各自治体にお問い合わせください。

問 福岡市（☎ 092-711-4111）、久留米市（☎ 0942-30-9000）、うきは市（☎ 0943-75-3111）、嘉麻市（☎ 0948-62-5353）、小郡市（☎ 0942-72-2111）、八女市（☎ 0943-23-1731）

▶▶ 障害物の除去（土砂、竹木等）

次のすべての要件を満たす方が対象です。

■要件

- ・障害物除去を行う住家に居住すること
- ・床上浸水、半壊、大規模半壊または全壊の被害を受けたこと（り災証明が必要）
- ・障害物の除去によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと

■除去を行う範囲

- ・家屋の中で、居室、台所、玄関、便所など生活上欠くことができない場所
- ・道路から家屋までの進上路

■受付窓口（8時30分～17時※当分の間、土日も受け付けます）

- ・朝倉支所住宅相談窓口、杷木支所住宅相談窓口

問 朝倉支所住宅相談窓口（☎ 52-2021）、杷木支所住宅相談窓口（☎ 63-3077）

▶▶ 住宅の応急修理

次のすべての要件を満たす方が対象です。

■要件

- ・応急修理を行う住家に居住すること
- ・半壊、大規模半壊または全壊の被害を受けたこと（り災証明が必要。全壊の場合は応急修理により居住が可能になること）
- ・応急修理によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること
- ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと
- ・必要な書類、写真が揃うこと

■応急修理を行う範囲

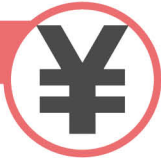
半壊した家屋の、屋根・柱・床・外壁・基礎等、ドア・窓等の開口部、上下水道・電気・ガス等の配管・配線、衛生設備など生活上欠くことができない場所

■受付窓口（8時30分～17時※当分の間、土日も受け付けます）

- ・朝倉支所住宅相談窓口、杷木支所住宅相談窓口

問 朝倉支所住宅相談窓口（☎ 52-2021）、杷木支所住宅相談窓口（☎ 63-3077）

3. 支援金、見舞金、貸付金など



▶▶ 被災者生活再建支援金の支給

自然災害により住宅に著しい被害を受けた方の生活の再建のため、支援金を支給するものです。

■要件…全壊、半壊等による解体、居住不能による長期避難、大規模半壊

■支給額

①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給） ※ 申請期限は、平成30年8月4日まで

住宅の被害の程度 対象世帯	全壊、解体、長期避難	大規模半壊
複数世帯	100万円	50万円
単身世帯	75万円	37.5万円

②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給） ※ 申請期限は、平成32年8月4日まで

住宅再建の方法 対象世帯	建設・購入	補修	賃貸
複数世帯	200万円	100万円	50万円
単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※加算支援金（賃貸）は、「公営住宅」、「応急仮設住宅」などによる入居は対象外です。

問 市福祉事務所（内線 61-124）

▶▶ 災害弔慰金の支給

平成29年7月九州北部豪雨により死亡された方の遺族に対して支給するものです。

■受給者…配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡された方の死亡当時における兄弟姉妹（死亡された方の死亡当時その方と同居し、または生計を同じくしていた方に限ります）

■支給限度額…生計維持者が死亡した場合500万円、その他の者が死亡した場合250万円

問 市福祉事務所（内線 61-124）

▶▶ 災害障害見舞金の支給

平成29年7月九州北部豪雨により重度の障害を受けた方に対して支給するものです。

■受給者…重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢関節以上切断等）を受けた者

■支給限度額…生計維持者の場合250万円、その他の者の場合125万円

問 市福祉事務所（内線 61-124）

▶▶ 災害見舞金等の支給

平成29年7月九州北部豪雨により被災された方に対し、災害弔慰金および災害見舞金を支給するものです。

■支給額

《福岡県分》

死亡の場合20万円、重傷の場合10万円上限、住宅の全壊の場合10万円（単身世帯は半額）、大規模半壊・半壊（床上浸水）の場合5万円（単身世帯は半額）

《朝倉市分》

住宅の全壊・大規模半壊・半壊（床上浸水）の被害を受けた世帯主に対し10万円を支給します。

問 市福祉事務所（内線 61-124）

▶▶ 災害援護資金の貸付

自然災害により被災された世帯主の方に対して福祉および生活の立て直しに資するため、資金を貸し付けるものです。

■要件…世帯主の1カ月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住居の半壊・全壊等（所得制限あり）

■貸付限度額…最高350万円（被害状況により上限額が変わります）

■利率…年3%

《朝倉市分》年3%の利子に対する助成をおこないます。実質利率が0%になる制度です

問 市福祉事務所（内線 61-124）

▶▶ 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構による災害復興住宅融資災害により住宅が被災された方に対する融資（災害発生から2年以内）

【例】

①木造住宅を建設する場合

■融資の上限…1650万円（他に土地取得等の加算があります）

■適用金利…全期間固定金利0.63%（平成29年7月21日現在）

②木造住宅の補修をする場合

■融資の上限…730万円

■適用金利…全期間固定金利0.63%（平成29年7月21日現在）

問 住宅金融支援機構（☎ 0120-086-353）または福岡県建築指導課建築審査係（☎ 092-643-3722）

▶▶ 生活福祉資金貸付制度

①緊急小口資金

災害によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し小口資金の貸付を行います。

■貸付額…10万円以内

■償還期間…12カ月以内（据置期間2カ月以内）

■貸付利子…無利子

②福祉費（災害により臨時に必要となった経費）

■貸付限度額…150万円以内

（災害を受けたことによる住宅補修費用は250万円以内）

■償還期間…7年以内（据置期間6カ月以内）

■貸付利子…《連帯保証人あり》無利子 《連帯保証人なし》年1.5%

※「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の対象となる世帯は、この貸付の対象となりません。

※審査により貸付できないことがあります。

問 朝倉市社会福祉協議会（☎ 22-7834）

4. 衛生



▶▶ 大雨による土砂・流木の受け入れ

■期間・時間…当分の間、9時～17時

■場所…【土砂】《甘木地域》あまぎ水の文化村スポーツ広場（矢野竹 1664）

《朝倉地域》石成公園（石成 564-2）《杷木地域》林田工業団地（杷木林田 1258-5）

※災害ごみ（がれきなど）が混入しないよう事前に分別をお願いします。土のう袋は受け入れてきませんので、土砂を詰めている場合は、各自で車から降ろす際に袋から出していただきます。

【流木】《甘木地域》あまぎ水の文化村 第1駐車場（矢野竹 1697）《杷木地域》若市農村広場（杷木若市 2882）

※各区指定の土砂・流木置き場があれば、そちらでも対応できます。

※土がついている場合は、できるだけ土を落としてから持ち込んでください。

問 市建設課（内線 61-211）

▶▶ 大雨による災害ごみの受け入れ

災害ごみの受け入れを下記の3カ所で行います。持ち込めるごみは、今回の大雨による災害ごみが対象です。衛生面から生ごみや紙オムツなどは持ち込まないでください。

■期間…当分の間（毎週水曜日は場内整理およびごみの搬出のため休み）

■時間…9時～12時、13時～16時

■場所…《甘木地域》環境センター南側ゲートボール場（堤 155-1 付近）

《朝倉地域》入地中町リサイクルセンター（入地 2607-1 付近）

《杷木地域》杷木体育センター駐車場（杷木池田 1438-3）

⇒「場所がわからない」という人のために……地図をご参照ください。



※各自で車から降ろしていただきます。人員の確保と分別をお願いします。

■分別区分…①トタン ②タキロン ③スレート ④畳 ⑤瓦 ⑥ガラス類 ⑦金属 ⑧コンクリート ⑨セメント瓦 ⑩陶器瓦 ⑪ふとん、毛布 ⑫がれき類 ⑬角材 ⑭樹木 ⑮竹 ⑯板や家具 ⑰家電4品目 ⑱ビン ⑲茶碗類などに分別

※通常の生活ごみは、週2回の可燃ごみ収集や月1回の資源・不燃物収集を利用してください。

問 市環境課（内線 65-13）

▶▶ 被災家屋の消毒

【消毒剤の配布（無料）】

消毒剤の配布を環境センター、朝倉支所、杷木支所で行っています。

■消毒剤の種類…消石灰、オスバン消毒液

【業者による消毒（無料）】

業者による消毒の事前受付を行っています。電話で予約してください。

問 市環境課（内線 65-11）